令和７年度　吉野町地域住民グループ支援事業　募集要領

－人と人とのつながりを大切にしたサロン活動を応援します－

**１．目　的**

 高齢者が気軽に通える範囲内に、介護予防を目的に、外出のきっかけや気軽に集まる場となるサロン等の活動グループを募集します。

**２．助成対象**

次の要件をすべて満たすグループが対象です。

**(1)　６５歳以上の高齢者で概ね８人以上のグループ**

・登録者の半数は６５歳以上で他グループに未登録であること

・同地区の方が半数であれば他地区の参加も可能であるが、互いに参加声かけや見守りなどを積極的に行うこと

**(2) 月1回程度の開催**

　　　　　事情により開催できない月があっても構いませんが、基本的には月１回以上集まって

いただくことを推奨いたします。

**(3) 介護予防研修（年１回程度実施）への参加**

**３．助成額**

交付対象となる経費に対し年間３万６千円を上限とします。

※申請月によって上限額が変わります。（活動費約3,000円/月の計算）

**４．助成対象活動等　　必ずご確認ください**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる活動 | ① 定期的な地域サロン活動 （手芸、工作、ゲーム、コーラス、菜園づくり等）② 健康づくり活動 （体操、脳トレ、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ダンス等）③ イベントの実施 （料理教室、音楽会、季節の行事等）④ 外部講師を活用したサロン活動についての勉強会の実施 |

**裏面につづく**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費 | 対象となるもの | 1. 事業を行うために必要な実費

（食材料費、印刷費、消耗品費、通信費、会場使用料等）1. 事業を行うために必要な講師や専門家等への謝礼等

※弁当代、講師料は補助金助成確定額の半額までとします。 |
| 対象とならないもの | 1. 事業に必要と認められない食糧費 （酒、タバコ、金券、店舗での飲食代等）
2. 活動場所までの交通費
3. 交付対象事業に直接関係のない経費
4. 備品類　※購入前にご相談ください。
 |
| **その他** | 他の補助金を受けている既存の団体（自治会・老人クラブ等）が行う活動であっても、補助対象となる可能性がある為ご相談下さい。**活動場所については、町内の集会所・グラウンド・参加者の自宅等とし、飲食店・カラオケ店等の店舗活動は対象になりません。また、町外活動費用についても補助対象に含まれません。** |

**５．申請手続き**

**(1) 募集期間**

　　　 令和７年４月１日（火）から９月３０日（火）

　　**（２）　提出書類**

・吉野町地域住民グループ支援事業補助金交付申請書 （様式第１号）

・事業計画書 （様式第２号）

・事業収支予算書 （様式第３号）

・地域住民グループ登録者名簿

・グループ名義の通帳のコピー

**５．実績報告**

　　令和８年４月上旬までに、実績報告書を提出していただきます。

　 　　　※注意）　申請時のグループ名で領収書を保管しておいてください。

宛名がグループ名以外（個人名等）の領収書は認められません。

**６．問い合わせ・書類提出先**

　　　吉野町役場　長寿福祉課　地域包括支援センター （よしのスマイルセンター）

　　　〒639-3114　吉野町大字丹治130番地の1

TEL：0746-32-8856　IP：39-9078